



# 一般社団法人日本ウェルビーイング医学協会

## 会員及び会費規定

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ウェルビーイング医学協会（以下「本協会」という。）の定款第5条に規定する会員の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (会員の構成)

第2条 本協会の目的に賛同、入会し協会の事業活動を支援する者を会員とする。  
会員は下記5種とする。

① 評議員：

本協会運営上に必要な事案などにご提言を頂き、会員の獲得、またご専門分野に関するセミナーや認定コースの制定・実施をして頂く個人。評議員は正会員のなかから立候補し、理事会および臨時社員総会で承認を経た後、ご就任となり、任期は2年とする。なお、立候補者は評議員2名以上の連名による推薦を必要とする。

② 正会員（医療・ヘルスケア・介護福祉等有資格者会員）：

以下のいずれかの資格者のうち本協会の目的に賛同して入会した個人。

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・助産師・歯科衛生士・放射線技師・臨床検査技師・柔道整復師・はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士・義肢装具士・臨床工学技士・歯科技工士・救命救急士・介護福祉士・社会福祉士・精神保険福祉士

③ 賛助会員：

上記資格を持たず、本協会の目的に賛同して入会し、ご専門分野に関するセミナーや認定コースの制定・実施をして頂く個人。

④ コーポレート会員：

本協会の目的に賛同して入会した法人。

⑤ 一般会員：

本協会の目的に賛同して入会した個人。

### (入会及び入会金)

第3条 会員として入会しようとする者は、本協会の定める入会申込書を提出し、入会金、会費を納入しなければならない。入会金は、第4条の会費規程に従う。

### (入会金及び会費の額)

第4条 本協会の入会金及び会費（年会費制）は、会員の種別に応じて、次のとおり定めることとし、それぞれ1口の会費の額に加入口数を乗じた額とする。

	1 口の入会金	1 口の年会費
評議員	10 万円	60,000 円
正会員（医療・ヘルスケア・介護福祉等有資格者会員）	5 万円	60,000 円
賛助会員	10 万円	60,000 円
コーポレート会員（10 名まで記名登録可）	35 万円	600,000 円
一般会員	無料	無料

#### （入会の不承認）

第 5 条 入会申込をした者が以下の何れかの項目に該当する場合、その者の入会を承認しないことがある。

- （1）本協会の定める正会員の要件に満たない（有資格者ではない）場合。
- （2）過去に本規程違反等で除名処分を受けたことがある場合。
- （3）入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがある場合。
- （4）本協会の定める入会申込書の提出、入会金、会費の納入の何れかに不備がある場合。

#### （入会金・会費の納入）

第 6 条 会員は入会が承認された時点で本協会が指定する期日及び方法により入会金を納入しなければならない。

- 2 前事業年度内に任意退会の手続きを完了せず、事業年度の初日の時点で会員資格を有する者は、当該事業年度の会費を納入しなければならない。
- 3 会員は、毎事業年度、本会から会費の請求を受けたのち、本協会が指定する期日及び方法により会費を納入しなければならない。

#### （中途入会の会費及び納入）

第 7 条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（11月から4月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（5月から翌年10月まで）の場合は年額の半額とする。

- 2 前項に規定する会費において、百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 本条第 1 項の会費の納入は、第 3 条第 3 項の規定を準用する。

#### （会費口数の変更）

第 8 条 会員は、第 2 条の規定による会費口数を変更するときは、理事会において別に定める会費口数変更届を本会の会長に提出することにより、1 口以上の任意の会費口数に変更することができる。

- 2 前項の会費口数の変更は、当該届出日の属する事業年度の翌事業年度から適用するものとする。

#### （会員種別の変更があった場合の取扱い）

第 9 条 正会員が、評議員への立候補、承認を経て正式に任命を受けることにより、事業年度の中途に種別変更となる場合は、第 4 条の規定を準用することとし、当該評議員会費の額から正会員として納入した会費の額を控除した額を、当該事業年度における評議員会員の会費として納入しなければならない。

2 評議員会員が、入退会規程第8条第1項の規定により正会員への会員種別の変更の届出を行った場合は、当該届出日の属する事業年度の翌事業年度から、種別変更後の会費を適用するものとする。

#### (会費の免除)

第10条 本協会は、会員であって本会の事業に顕著に貢献している会社、会社以外の団体又は個人について、次の各号の一に該当するものとして、理事の3分の1以上から当該会員の会費の免除について提案があった場合は、理事会の決議によって会費を免除するものとする。

(1) 本会が行う事業において、ウェルビーイングに関する研究、講演、又は講習等を行い、その業績が著しい学識経験者

(2) 本会が行う事業において、ウェルビーイングの普及、啓蒙又は発展に対して多大な貢献を行い、その業績が著しい会社、会社以外の団体又は個人

2 前項の会費の免除は、理事会の決議があった事業年度の翌事業年度から適用するものとする。

#### (会費の免除の取消し)

第11条 本会は、前条第1項の規定により会費を免除された会社、会社以外の団体又は個人について、本会が行う事業への貢献が顕著でなくなったと判断されるものとして、理事の3分の1以上から当該会員の会費の免除の取消しについて提案があった場合は、理事会の決議によって会費の免除を取り消すものとする。

2 前項の会費の免除の取消しは、理事会の決議があった事業年度の翌事業年度から適用するものとする。

#### (会員譲渡の禁止)

第12条 会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

#### (会員資格の喪失)

第13条 会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

(1) 本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき。

(2) 正会員の要件としての有資格者でなくなったとき。

#### (除名)

第14条 会員が次の各号の一に該当する場合は、理事会において出席した理事の過半数の議決に基づき除名することができる。

(1) 本協会の定款又は本規定ないし行動規範に違反したとき

(2) 本協会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他本協会の会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合

#### (入会金および年会費の返還)

第15条 定款に定める、退会・資格の喪失・除名等のいかなる事由であっても、既に納入した入会金

、会費は一切返還しない。

(再入会)

第16条 第13条により資格を喪失した者が再入会を希望し、本協会がそれを認めたときは、再入会が認められる。

再入会に際しては、所定の入会金・会費を改めて納入しなければならない。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

## 附則

この規程は、令和3年年1月1日) から施行する。